

財務省第4入札等監視委員会令和元年度第2回定例会議 議事概要

開催日及び場所	令和2年1月15日(水) 関東財務局 研修室		
委員	委員長 坂本 隆信(坂本公認会計士事務所 公認会計士) 委員 大澤 一司(アーク法律事務所 弁護士) 委員 末松 栄一郎(埼玉大学大学院人文社会科学研究科 教授)		
審議対象期間	令和元年7月1日(月)～令和元年9月30日(月)		
抽出案件	4件	(契約の概要)	(備考)
競争入札 (公共工事)	2件	契約件名：(19)美しが丘住宅(3号棟)解体撤去工事設計業務 契約相手方：株式会社ディナック中日本 (法人番号：8090001001452) 契約金額：4,510,000円 契約締結日：令和元年7月9日 担当部局：関東財務局	【案件1】
		契約件名：諏訪税務署簿書庫新設その他工事 契約相手方：株式会社春間工務店 (法人番号：9100001018584) 契約金額：32,780,000円 契約締結日：令和元年8月27日 担当部局：関東信越国税局	【案件2】
随意契約 (物品役務等)	2件	契約件名：令和元年度金融機関における内部監査に関する研修の受講(単価契約) 契約相手方：一般社団法人金融財政事情研究会 (法人番号：7011105004804) 契約金額：@165,000円 契約締結日：令和元年9月4日 担当部局：関東財務局	【案件3】 単価契約 予定調達総額 1,980,000円
		契約件名：消費税軽減税率制度の実施に伴う訪問個別指導方式による記帳指導の業務委託 契約相手方：関東信越税理士会 (法人番号：3030005001228) 契約金額：@9,291.24円 契約締結日：令和元年8月26日 担当部局：関東信越国税局	【案件4】 単価契約 予定調達総額 16,779,979円
うち応札(応募) 業者数1者関連	2件	(19)美しが丘住宅(3号棟)解体撤去工事設計業務 令和元年度金融機関における内部監査に関する研修の受講(単価契約)	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	以下のとおり		
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし		

委員からの意見・質問	回答
<p>【案件1】</p> <p>(19)美しが丘住宅(3号棟)解体撤去工事設計業務</p> <p>再度入札の回数を限定しておかないと入札金額を小出しにされ、予定価格近くで落札することにならないか。</p> <p>1者応札となったのはなぜか。</p>	<p>入札回数は原則として限度を設けているが、今回の開札においては、直前の再度入札の結果、入札金額と予定価格の開差が極めて僅少であったため、再度入札を行ったものである。</p> <p>多くの者の競争性を確保するため、競争参加資格を予定価格による等級に加え1等級下位の者にも広げ、業務期間についても設計業者が比較的閑散期となる8月から10月を含めており、建物1棟を解体する設計期間としては十分である。入札説明書を取りに来た者にも聴き取りしたが、特別な理由は考えられない。</p>
<p>【案件2】</p> <p>諏訪税務署簿書庫新設その他工事</p> <p>応札者2者のうち1者が辞退となったのはなぜか。</p> <p>応札者が2者となったのはなぜか。</p> <p>改修工事の対象はどのようにして決めているのか。</p>	<p>電子調達システムを利用した応札及び入開札手続により実施しており、辞退の理由は聴取していない。</p> <p>多くの者の競争性を確保するため、競争参加資格を予定価格に対する等級に加え1等級上位の者にも広げしたが、工事場所である長野県諏訪市において、対象となる競争参加資格を有する者がそもそも少ないことが理由として考えられる。</p> <p>建築年次、建物の所在地の気候等を含めた地域性を加味している。本件は過去に隣地境界線を越境し取りこわした車庫の新設、庁舎内簿書庫の狭隘解消のための簿書庫新設、駐車場舗装の工事であるため、予算要求した上で実施したもの。</p>
<p>【案件3】</p> <p>令和元年度金融機関における内部監査に関する研修の受講(単価契約)</p> <p>本研修は例年実施しているものなのか、これまでも随意契約によって同じ者と契約したのか。</p> <p>契約単価は変動するのか。通信講座の受講料は安いので、価格交渉の余地があったのではないか。</p>	<p>今回で4年目であり、これまで契約相手方は同じで随意契約である。本件研修を提供できる者には他にいないとして随意契約としていたが、広く参加者を募るべきだという意見を受け、昨年度から公募を実施している。結果的には他に参加者はなく、随意契約が続いている。他に同様の研修を実施している者がいないか確認しているものの、金融機関に特化した研修は見当たらず、今のところ選択肢がない。</p> <p>毎年概ね同じ金額である。財務局から通信講座に参加する者はおらず、資料に基づいた座学だけでなく、実務に即した演習・ケーススタディが含まれており、スクールで受講している。</p>

委員からの意見・質問	回答
<p>【案件4】</p> <p>消費税軽減税率制度の実施に伴う訪問個別指導方式による記帳指導の業務委託</p> <p>一般競争入札において入札金額に錯誤があったというのはどういうことか。</p> <p>非常に安い単価で入札することは経営上の理由からありうるのではないか。</p> <p>業務内容の指導期間が9月から3月となっているにもかかわらず、消費税の税額が一律であるのはなぜか。</p> <p>競争参加資格を広くとっているが、一般競争入札の結果、応札は1者であり、他に参加する者は想定できるのか。</p>	<p>府省共通システムである電子調達システムを利用した応札及び入開札手続により実施しており、これまで紙による入札を行っていた応札者に対して利用勧奨を行い、同者で初めて電子入札を行った。</p> <p>本件契約は単価契約であるが、一般競争入札において入札書に記載する金額は、業務に係る一切の費用を含めた総額をもって記載しているところ、応札者が単価をもって入札してしまい、入札金額に錯誤があったとの申し出を受けたことから、入札書は無効と判定した。</p> <p>入札説明書の入札書の要件において、業務の名称及び数量等に重大な誤りのある入札書は無効としていることから、無効と判断した。</p> <p>契約金額は契約時点の税率としているが、契約書において契約期間中に消費税の改正が施行された場合は、改正後の税率によるものとしており、10月以降の指導分については改正後の税率で対応している。</p> <p>同種の記帳指導の一般競争入札においても1者応札であるため、他に業務を実施できる者を公募で確認した上で契約することも検討したが、他の国税局では競争が働いている地域もあり、全国的に一般競争入札を実施している。当局においても近隣の税理士会や全国規模の税理士法人の参加は可能と考えられ、競争の余地はあるものの入札の参加には至っていない。</p>